

議案第 27 号

大田原市介護保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市介護保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市介護保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

大田原市介護保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保険給付に要する費用の財源が不足する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第18条第1号に規定する介護給付及び同条第2号に規定する予防給付の実施に必要な財源に充てるとき。
- (2) 法第115条の4第1項から第3項までの規定による地域支援事業の実施に必要な財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。